

2 資金不足比率	該当なし
-----------------	-------------

平成25年度末において、資金不足が生じた公営企業会計はないため、資金不足比率は該当ありません。

参考値として資金剰余額で比率を算定すると、下記のとおりです。

(算式)

$$\frac{\text{流動資産（現金など）} - \text{流動負債（未払金など）}}{\text{事業の規模（営業収益）}} \times 100$$

【観光施設事業特別会計の場合】

$$\frac{\text{流動資産（152,191千円）} - \text{流動負債（19千円）}}{\text{事業の規模（257,022千円）}} \times 100 = +59.2\%$$

○各公営企業の資金剰余（不足）比率

	会計名	H25年度 資金剰余 (不足)額 (千円)	H25年度 事業の規模 (千円)	比率 (%)	経営健全化基準 (20%)に相当する 資金不足額 (千円)
1	観光施設事業特別会計	+152,172	257,022	(+59.2)	▲ 51,404
2	簡易水道事業特別会計	+7,866	67,714	(+11.6)	▲ 13,543
3	下水道事業等特別会計	+4,840	18,477	(+26.2)	▲ 3,695

※各会計の資金剰余金は、連結実質赤字比率の各会計の黒字額と同額になります。